

長崎市農業委員会 令和 7 年 2 月総会 議事録

1 日 時 令和 7 年 2 月 28 日 (金) 14 : 00 開会
15 : 45 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室 (長崎市魚の町 4 番 1 号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員 (15 名)

池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	柴原 恵	平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治
峰 忠幸	森保 欣也	柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男

5 欠席農業委員 (4 名)

井川 義英 永岡 亜也子 野中 麻美 森山 安男

6 出席推進委員 (20 名)

今村 秀喜	川添 孝則	城戸 利美	久保 正	田中 幹生
中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野口 洋太郎	野本 英世
濱口 雅洋	本田 雅博	松本 貞幸	松本 守	三浦 信男
宮崎 好徳	村田 美津枝	森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝

7 欠席推進委員 (4 名)

浦川 英敏 鶴田 安明 濱口 敏夫 松浦 行信

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年 2 月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、ご確認ください。また、本日は、付議事項 2 の「地域計画策定に伴う意見の聴取について」の説明のため、農林振興課より、職員の方に出席していただいておりますので、皆様にご紹介いたします。宮本企画農政係長です。水頭技師です。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、2 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 15 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 20 名でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。尾崎正孝委員と上川満治委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○尾崎委員・上川委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように 皆様のご協力をお願いします。本日は、付議事項が 7 件ございますが、先ほど事務局からご紹介がありましたとおり、農林振興課から職員の方に出席していただいております。時間の都合もございますので、先に付議事項の（2）、第 2 号議案「地域計画策定に伴う意見の聴取について」内容の説明を行っていただきたいと思います。それでは、お願いします。

○農林振興課係長 皆さんこんにちは。令和 5 年からですね、2 年間にわたって地域計画ということで、皆様のご協力を得て、案ができましたので皆様のご意見をお伺いいたしたく本日お邪魔いたしました。よろしくをお願いいたします。

まず、地域計画について、これまでの流れをご紹介します。地域農業のあり方を定めた計画として、人・農地プランを平成 24 年から 25 年度の 2 年間で策定し、地図化により現状把握と農地の集約化に関する将来方針を定めた実質化された人・農地プランとして令和元年から令和 3 年度に策定しております。

今回、新たに令和 5 年、6 年度の 2 年間で地域計画を策定することとしております。地域計画は、何のために作るかということ、地域の皆さんが守り続けた農地を、次世代に引

き継いでいくために、地域の農地所有者の農地の利用意向や農業を担う者の今後の経営意向、耕作地を明確化することで、現状の課題を見つめ直し、地域の皆さまで将来に向けた指針を確認し合うための計画として作成しております。メリットとしては、農地の場所や利用状況が明確化されることで、今後の農業を担う者への農地の集積がスムーズになるように地図を作成しております。

地域計画の策定にあたって、令和6年12月19日から令和7年2月12日まで長崎市の24地区、計18回の懇談会を実施しております。その結果、地域計画の案を策定しております。地域における農業の将来の在り方につきましては、(1)地域計画の区域の状況として、区域内の農用地等面積は、集落懇談会において、今後も農地として利用する面積を積み上げているのが農用地等面積になります。主に農用地区域であります。農業を担う方の意向がある場所については、農業振興地域内であれば区域に含まれております。①から⑤は、全体面積の内数となっております。①は農用地区域の面積を示しております。②、③の田と畑の面積であります。登記地目で計上しており、畑の面積は全体面積から田の面積を差し引いた数であります。明らかに田のない地区におきましては、全て畑で計上しております。④、⑤の規模縮小・拡大の意向については、集落懇談会の際のアンケートで計上していただいております。農業委員・農地利用最適化推進委員に取って頂いた農地所有者の利用意向調査は、別途関係機関で共有し、今後の貸し借りに役立てていきたいと思っております。

(2)(3)につきましては、以前の実質化された人・農地プランに掲げてありました現状の課題や将来の農業のあり方を参考に集落懇談会でお話をして、皆さんの要望をお聞きしております。

2の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標についてですが、(1)は全地区共通となっております。(2)の担い手に対する農用地の集積に関する目標ですが、ここでいう担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者いわゆる元認定農業者となっております。各それぞれ、現状の集積の積み上げた割合となっております。将来の目標の集積率は、県下統一の82%で統一しております。

3の農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置としまして、(1)農用地の集積、集団化の取組、(2)農地中間管理機構の活用方法、(3)基盤整備事業への取組、(4)多様な経営体の確保・育成の取組、(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組ということで目標達成するために、どういうことをやるべきか考えを記載しております。以下の任意記載事項につきましては、1から10までの間で印がついております。だいたい全地区、有害被害対策ということで印を付けております。あとは、地域の実情に応じて印を付けております。選択した上記の取組内容につきましては、それぞれ地域の意見を聞きながら記載しております。

4の地域内の農業を担う者一覧ですが、後ろに人の名前と面積を記載している表がありますが、担い手とか認定農業者、新規就農者を一覧にしております。集落懇談会で出た方のお名前もプラスして記載していますが、農家台帳に掲載されていない方については、詳細が分からないので、今回は外しております。

5の農業支援サービス事業者一覧は、各集落实情に応じ記載しております。

最後のページですが、細かな地図を示しております。番号が先程の一覧の方の名前の番号を書いております。色を付けているところが、担い手の方の土地ということになっております。黒で囲まれて、白いところが今回のエリアと考えております。

一応、このように地域計画の案を作成しておりますが、今後の流れですが、実際令和5年4月から作成しております、今、皆さんと地域懇談会を開催し、地域計画の案ができております。今日このように皆さんのご意見をいただく場を設けており、別途、JAや県にも意見聴取ということで文書を出して意見をもらうようにしています。その意見がまとまって返ってきましたら、市の方で2週間公告し、3月末までに策定となります。

来年度からは、詳細は打合せをしながら、年1回は皆さんのご意見を聞きながら、また、農地の貸し借りが発生した時に地域計画の地図も色付けがされてきますので、皆さんと話し合いながら、更新をしていきたいと思っております。私の方からは以上です。

○農林振興課技師 農林振興課の水頭です。集落懇談会の際はありがとうございました。私のほうから補足事項ということで説明をさせていただきます。

まず、地域内の農業を担う者の一覧として名簿を載せておりますけれども、宮本からも説明がありましたが、一応懇談会で名前が挙がってきた方が他にもいらっしやったと思いますが、とりあえずこちらで把握している、場所と農家台帳がある人を現在載せています。今後もこの人を載せていきたいということで要望があれば追加修正をしていきたいと思っております。来年度以降追加等を行っていききたいと思っております。それと目標地図ですが、集落懇談会の際は、大きな地図を使用しましたが本日はA4ということでかなり小さい地図になっています。地図の黒い枠ですね、色がついているところと、白っぽいところですが、黒い枠の中が今回の地域計画の区域となります。それ以外は一旦外れている状態ですが、今後ここを追加してほしいとか、新規就農者が入ってきたとか、補助事業を使いたいのので区域に入れてほしいという相談がありましたら、どんどん追加していききたいと思っております。追加は後追いでできますが、除外は説明会でも説明いたしましたが、地域計画区域内での農地転用などは、この計画を変更してからの手続きとなりますので、結構手間がかかります。半年以上長くなると思っていただければと思います。そこだけ注意していただき、この農地を含めてほしいなと思う農地あるかもしれませんが、確実に農地として使っていただけるだろうというところを位置づけさせてもらっています。それと農地の貸し借りですね、この区域内で今後、農地中間管理事業などで、貸し借りが行われる場合は、その借主の色がどんどんついていきます。毎月貸し借りの手続きが行われますので、毎月色が変わっていくことになります。ですけれども最終的な確定は年に1回で、まとめて変更ということでやらせていただきます。その前に集落懇談会で、変更する場所を地元の皆様に確認して変更をさせていただきます。この地図と名簿と計画ですね、こちらこれから公告・縦覧・報告・策定ということになるんですが、基本的にはホームページ上で公開ということになります。地図のイメージは大体こんな感じかと思っております。名簿は、名前は載せずに番号で表示することとなります。今後、委員さんへの情報提供ですが、大地図を地元を提供でき

たらと考えています。今年度は策定の方に事務が偏りますので、来年度以降からこの地図を各地域で活かしていただけるよう、協議を行っていきたいと考えております。私の方からは以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から第2号議案についての説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 3点ほど。今度、農林業センサスの調査が行われると思うんですけど、どこの所管が分からんとけど、いきなり来てお願いしますとあったんですけど、この地域計画とは関係ないんでしょうが、その辺のいきさつを教えてください。

それと、集落懇談会のあり方ということで今説明がありましたが、このリストアップしてくれた人の5割弱しか出席してない。また意見も中々まとまっていけないということもあって、先々、担い手が作るか、あるいは貸し借りの問題、中間管理機構の問題も危惧しとるとですけど、それと、1ページ目の2番の担い手ということで、現在9.7%これを82%までもっていくという計画がされておりますけれども、そこら辺のストーリーとかスケジュールとかよく分からんところがあるんですよ。

最後、県の中間管理機構と市の地産地消公社の関わり、今しょっちゅう相談があって、中間管理機構もあって、確かに問題で、相中に入って、仕事をさせてもらいよっとけど、窓口がどがんとなつとるとかなということだと思います。そこら辺教えてください。今後の一番大きな問題だと思いますので、よろしくお願いします。

○農林振興課技師 まず、農林業センサスについてですが、長崎市の所管は情報統計課になります。本年度は4月くらいに農林業センサスの調査対象として名簿をいただけないかとの照会がありましたが、私の記憶ではそこまでで、だれを調査対象にするかの話はないです。聞き取り対象の参考に名簿頂きたいとのことだったので、実行組合と認定農業者の名簿を提供したということです。農林業センサスと地域計画の関連性は特にありません。農林業センサスは5年に1回、国で実施するものですので、今後の計画の指針にはなるが直接地域計画に関連するものではないです。

2番目の集落懇談会ですね。すみません、今回バタバタして開催させていただいたんですけども、まず地域計画を作らなければならないということでリミットも決まっていたので、少し消化不良のところもありましたが、地元の協議の場というのは今後やり方を考えていかなければならないと思っています。全地区でどのくらいの範囲で集めるのか、どういった人を集めるのか。地域計画は県の提案ではもう少し農協の部会の単位で集まるれたらどうだろうかなどそういった話も聞こえてきます。また地域によっては中山間直払いなどで話し合いができないかなどそういった意見もいただいています。今後の課題だと思っています。

次の担い手の集積率ですね。資料の地域計画の2の(2)の現状の集積率と将来の目標とする集積率ですね。これはですね、現状の集積率もう少し検討せんといけないかと思っ

ていますが、もしかしたらもう少し下がるかもしれないんですけども、まず今はですね、県内の公表されている地域計画を見る限りどこもこんなものです。よほど基盤整備を綺麗にされているところ以外はなかなか難しいのかなと思っています。それと、ここで定義されている担い手が、認定農業者と認定新規農業者と元認定農業者しかいないので普通に耕作されている方、頑張って耕作されている方がカウントされないというのがあります。国の方針が問題ではないかともちらも思っているんですけども、これが計算の仕方としてそのような手法が取られているので、あまり数字として気にする必要はないと私個人的にはと思っています。将来の目標とする集積率ですね、これはどうしても県が定めた目標で県下統一でお願いしますということで来ていますので、なかなか現実的に82%にするのは難しいとはところはありますけれども、少しでも認定農業者などを増やしていけるように支援ができればと思っています。

最後、県の中間管理機構と、市の地産地消振興公社との関わりということですけども、これ前にも農林振興課の方に以前の総会でも質問があったみたいで、一回資料をまとめたんですが、基本的に農地中間管理事業とは長崎県の農業振興公社、県の公社ですね、長崎県農業振興公社が行います、実施主体はですね。市の地産地消公社は県の公社から事務委託を受けて事業をしているといった感じですね。組織としては別なんですけれども、長崎市以外では割と市町村に直接に委託事業をかけています。たとえば諫早とか大村とかは、長崎県の公社が市町に委託をかけて市町が会計年度職員や事務職員を雇って中間管理事業を行っています。長崎市の場合は、三和の地産地消振興公社がもともとそういった農地の貸し借りの事業をやっていたということで、そういうノウハウがあったということから長崎市ではなく地産地消振興公社に事務委託をかけて今は取り組んでいるところです。窓口なんですけれども、基本的に農地の貸し借りに関しては市の公社が、相談があれば市の公社に相談するようにこちらとしてもお願いしているところです。実際、農地中間管理事業を使う間ですね、市の公社の方で集積計画等を作っていただくことになっていて、そういった事務をしてもらうので、農地の貸し借りがあると、公社を通すので、まずは最初は公社に相談してもらって、事業や支援的なものは農林振興課で受けるようにしてですね、そういった風に棲み分けをしているところです。私の方からは以上です

○城戸推進委員 内容は分かっとなるとけど、ここに、矢上と古賀の地区で関係機関の農業者でディスカッションをしようとしているが、関係機関は何なのかということで、この間も公社も県も来ていたかな、JAは来ていなかった。案内を出したどうかは知らないが、専門的有識者を入れながら問題提起をしていきながら、それぞれ潰していけないけんと思ったので。その辺今後対応をよろしくお願いします。

○議長 他にございませんか。

○上川農業委員 今回、地域計画の最終的なとりまとめというか、事務方の取りまとめと私は思っていますが、今から一番やっぱり大切なのは現場の取組ということが、これから

私たちに与えられたことかなと。その中で、この主な意見にも出ていましたように、各地でいろんな問題が挙がっています。これは直面した素直なご意見だととらえています。この取り組みに対する回答をどのようにやっていくのかとか、あとその中身のスケジュール、どのようにやっていくのかとかも含めて。あともう一点言わせてもらえれば、この情報を議会の方の情報として共有しているのかと、なぜかという議会では決めていると答えが戻ってこないというふうになると思うんで、その辺の確認も返事をいただきたいと思います。

○農林振興課技師 今回、地区別懇談会で出された意見ということで、まず課内で共有させていただいて、今後どうやって解決に導くかということを課内で話し合っているところです。スケジュールはまだ煮詰まってないので、出すことはできないんですけども、すぐ動けるかは分からないんですけども、詳しい状況を聞き取ってから、事業を進めていきたいと思っています。また、地域計画の議会への共有ということなんですけれども、地域計画を作成するということは議会にも投げてるんですけども、中身の方は今のところ、共有はまだしてはいないです。今後どうするかは、まだなんとも言えないです、すみません。

○上川農業委員 なぜかという、以前の農業委員会の仕組みは議会の議員もおった中で、同じフロアで共有して、持ち帰って、即話し合いがなされとったわけです。今はこういう総会の場で、一回切れた場合のことで持ち帰っても、つながりがしにくいということがあって、やはり情報を議会にも流すべきではないかと思っています。それと、各議員さんも地元に戻った時にそういう話をする、その時にこういうことがあるんですよ、うちの現場としてこういう意見が出てますよというようなことが話し合いがなされてると、ばらばらに話をせんでよかと、そういうことです。各地域から議員さんは出ているんだから、そこらへんを含めてご理解いただきたいと思います。

○農林振興課技師 課長にもご意見を共有し、今後の対応を考えていきたいと思っています。

○議長 他にございませんか。

先ほどの城戸委員の県の目標の85%の集積ですけども、やっぱり計算が違ってるんじゃないかと、県の方にですね、認定農業者や色々な担い手を、今現在耕作している面積も計上すべきじゃないかと意見を出しておりますので、まもなく回答が来るんじゃないかと思っています。先ほど上川委員からもお話がありましたけれども、この前意見書を議会にも提出する計画で、かなり議会とも接触していたんですけども、中々議会との時間の調整ができずに進んでいない状況ですので、議会の方にもぜひ意見書や振興課の方からもこういった課題が地域からあがってきているということをちゃんと知らせていただいて、皆さんも農業委員さんは市長が任命した委員ですので、市長はしっかり農業委員のことは聞いてもらわんば困るわけですね。推進委員さんは農業委員が選出した委員さん

なんですけど、そこら辺はしっかり課長からも申し上げていただきたいと思います。本来なら今日は課長も来て、地域計画をちゃんと説明すべきなんです。課長は集落会議にも出て来んやったので、もう少し考えていただくと困るので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、異議なしとすることに決定いたします。それでは、農林振興課の職員の方には、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

— 農林振興課職員退席 —

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。続きまして、第1号議案「長崎農業地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取についてご説明いたします。左上に①と記載した、議案書の1ページをご覧ください。長崎農業振興地域整備計画の変更にに関して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、除外の申請2件と、長崎市長からの職権による除外の申し出2件があります。まず、第1号議案1番について、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請者は、長崎市黒浜町の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。目的は、新たに駐車場及び資材置き場の整備を行うための農用地区域の除外申請となっております。土地の所在地は、黒浜町の〇〇さんが所有する黒浜町の農地1筆の1,205㎡です。変更理由ですが、申請者は廃棄物運搬処理業務を行っている会社であり、業務量の増加に伴い、現在、確保している駐車場・資材置場が手狭になっていることから、新たに駐車場及び資材置き場の整備を行おうとするものです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。黒浜ダムの南西に位置しております。次が農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。青い矢印で示した箇所が申請地です。次が計画平面図です。塵芥車の駐車場や廃棄物資材置き場などを整備する予定です。次が現地の写真です。次が反対側からの写真です。現地調査につきましては、2月17日に柴原恵農業委員及び三浦信男推進委員にお願いして

おります。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は農用地区域の周辺部に位置し、南側は申請者の事務所及び現在の仕分け作業用地に接し、北側及び東側は山林に囲まれており、現況は遊休地です。隣接地も山林化が進行しており、将来的に農地として活用する見込みがないことから、申請地に駐車場や資材置き場の整備を行っても、農用地の分断、用途の混在などを招くおそれはなく、農用地等への影響はないと判断されます。また、近隣住民や隣接地への影響の有無等の検討を行ったうえでの申請となっており、被害防除計画も適当と思われることから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。報告は以上です。

○農政管理係長 次に、第1号議案2番についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。申請者は、長崎市江戸町の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。目的は、新たに駐車場及び資材置き場の整備を行おうとするための農用地区域の除外申請です。土地の所在地は、園田町の〇〇さんが所有する園田町の農地4筆1,821㎡です。変更理由ですが、建設業を営む申請者の大型車両の駐車場及び資材置き場が不足しているため、新たに駐車場及び資材置き場の整備を行おうとするものです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。式見ダムの北に位置しております。次が農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。青い矢印で示し、赤い線で囲んだ4か所になります。次が計画平面図です。大型車両の駐車場や重機・コンテナ・資材置き場を整備する予定です。次が現地の写真です。中ほどに、登記地目が「ため池」となっている土地を囲むような配置となっています。このため池についてはのちほど、第1号議案3番のところでご説明いたします。次が道路を少し上った側からの写真です。現地調査につきましては、2月19日に、井川義英農業委員及び宮崎好徳推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました宮崎好徳推進委員より報告をお願いします。

○宮崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は農用地区域の周辺部に位置し、東側は市道に、南側は水路に、西側は少し高台にある農地に接し、現況は遊休地です。申請地に駐車場や資材置き場の整備を行っても、農用地の分断、用途の混在などを招くおそれはなく、農用地等への影響はないと判断されます。また、近隣住民や隣接地への影響の有無等の検討を行ったうえでの申請となっており、被害防除計画も適当と思われることから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。報告は以上です。

○農政管理係長 続きまして、第1号議案3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。除外申出者は長崎市長で、目的は職権による農用地区域の除外となっております。土地の所在地は、第1号議案2番の除外申請の農地4筆に囲まれた土地で、

東彼杵郡大村の〇〇所有の、園田町のため池 1 筆 6.61 m²です。変更理由ですが、本件は、平成 25 年 7 月に長崎市が農業振興地域計画の全体見直しを行った際に、行政側の誤認により区域に編入していたものであり、現況、非農地及び今後も農用地として利用する計画がなく、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号のいずれにも該当しない土地であることから、除外しようとするものです。また、登記簿上の所有者である玖島銀行は、昭和 16 年 4 月以降、当時の親和銀行と統合され、現在は存在しない銀行であるため、職権により除外しようとするものです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。第 1 号議案 2 番の農地 4 筆に囲まれた、青い矢印で示した箇所になります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、2 月 19 日に、井川義英農業委員及び宮崎好徳推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました宮崎好徳推進委員より報告をお願いします。

○宮崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。当該地は、登記地目がため池となっている土地ですが、平成 25 年 7 月に長崎市が農業振興地域計画の全体見直しを行った際に、地図の誤認により農用地区域に編入されていたものであるため、農用地区域からの除外については妥当であると思われます。報告は以上です。

○農政管理係長 最後に、第 1 号議案 4 番についてご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。除外申出者は長崎市長で、目的は職権による農用地区域の除外となっております。土地の所在地は、市有地の松崎町の公衆用道路 1 筆 1,928 m²で、除外の申し出があっているのは、そのうちの一部、209.99 m²です。変更理由ですが、当該地は公衆用道路になっている土地ですが、第 1 号議案の 3 番と同様、平成 25 年 7 月に長崎市が農業振興地域計画の全体見直しを行った際に、地図の誤認により農用地区域に編入されていたものであり、現況、非農地及び今後も農用地として利用する計画がなく、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号のいずれにも該当しない土地として農用地区域から除外しようとするものです。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。三京クリーンランドの北西に位置しております。次が農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。次が現地の写真です。現地調査につきましては、2 月 19 日に、井川義英農業委員及び野本英世推進委員にお願いしております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただきました野本英世推進委員より報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。当該地は市有地の公衆用道路となっている土地の一部ですが、平成 25 年 7 月に長崎市が農業振興地域計画の全体見直しを行った際に、地図の誤認により農用地区域に編入されていたものであるため、農用地区域からの除外については妥当であると思われます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 1 号議案についての説明と 現地調査の報告

がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 個別じゃなくて、黄色の図面があったでしょ、どこのでも構わんとですけど。農用地区域の農林振興課の図面と農業委員会の図面の相違が、利用状況調査の中であるみたいです。それと、地目が山林でも農用地区域に編入されているのは現況で入れたとかなと思うとばってん、まず一番の問題は農業委員会の図面と農林振興課の図面で一部相違があるみたいです。

○農政管理係長 その相違については、すみません、私も確認ができてません。

○事務長 今回の議案には相違はないということですかね。それでしたら、後ほど農林振興課と確認してみます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、飯香浦町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地1筆、1,009 m²について、飯香浦町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢により耕作できないためであり、譲受人が父より農地の贈与を受け耕作するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。飯香浦枇杷集散場の南西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で470日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口弘人推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査についてご報告いたします。2 月 13 日に私と峰農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、親から子へ農地を譲り渡すもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第 3 号議案 2 番についてご説明いたします。本件は、下黒崎町の〇〇さんが所有する下黒崎町の農地 1 筆、433 m²について、下黒崎町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が相続により農地を取得したが農業をしていないためであり、譲受人が自宅に隣接し、現在耕作を行っている農地の贈与を受けるものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海黒崎小学校の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 500 日ということで要件を満たしております。第 6 号の地域との調和要件におきましても、2 月 13 日、鶴田安明推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第 3 号議案 3 番についてご説明いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。本件は、かき道 3 丁目の〇〇さんが所有する、大崎町の農地 7 筆 3,554 m²について、田上 3 丁目の〇〇さんが贈与により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が相続により農地を取得したものの農業をしていないためであり、譲受人が現在耕作している兄所有の農地を譲り受けるものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。大崎枇杷集出荷場の北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地の写真が 7 枚ほどございます。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 3 人で 300 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山崎実男農業委員より報告をお願いいたします。

○山崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。2 月 13 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は耕作を行っている妹に贈与するもので、ビワを栽培しています。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第 3 号議案 4 番についてご説明いたします。本件は、橋口町の〇〇さんが所有する、辻町の農地 1 筆、416 m²について、辻町の〇〇さんが売買により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としまして

は、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高尾小学校の北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 160 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山下和孝推進委員より報告をお願いいたします。

○山下推進委員 現地調査についてご報告いたします。2 月 19 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅近くの農地を購入し、規模拡大を図るもので、露地野菜の栽培を予定しています。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 3 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 3 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 3 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 4 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。本件は福岡県行橋市の〇〇さんが所有する脇岬町の農地 1 筆について、駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和 55 年頃から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの南側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。アスファルト舗装により 2 台分の駐車場が整備されています。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願い

いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。2 月 17 日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和 55 年から駐車場として利用しており、今回は追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、北側は県道、西側が市道、東側が倉庫であり、南側の農地も申請地より高い位置にあることから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 4 号議案 2 番についてご説明いたします。本件は椿が丘町の〇〇さんが所有する為石町の農地 1 筆について、駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和 58 年頃から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。コンクリート舗装により 3 台分の駐車場が整理されています。雨水排水につきましては、自然流下により河川に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。2 月 17 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和 58 年から駐車場として利用しており、今回は追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する耕作中の農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 4 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 4 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 4 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第 5 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転

用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第 5 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 9 ページをご覧ください。本件は、大阪市の〇〇さん、千葉県野田市の〇〇さんが共有で所有する、蚊焼町の農地 1 筆について、蚊焼町の〇〇さんが駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北西に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平面図です。本件は市道蚊焼町 1 号線の拡幅工事のため青い部分を用地買収され、既存の駐車場が狭くなったことから、隣接地に新たに 1 台分の駐車場を整備する計画です。赤で着色している部分が赤道になりますが、駐車場の整備に伴い、赤の点線部分に付替えを行います。雨水排水につきましては道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地の立会いにつきましては、2 月 17 日に森保欣也農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして第 5 号議案 2 番についてご説明いたします。本件は高浜町の〇〇が所有する高浜町の農地 1 筆について、株式会社〇〇が長崎県発注の河川改修工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場等として利用する目的で一時転用の申請が出されたものです。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の東側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が利用計画図でございます。長崎県発注の河川改修工事に伴い、工事用道路及び土砂仮置場として令和 9 年 3 月までの一時転用許可申請がなされたものです。申請地までは隣接する農協敷地から出入りする計画となっております。緑で着色した部分が通路及び資材置場になりますが、平坦な農地表土上に敷鉄板を設置し土地を使用するため、表土の流失等の被害は生じないと考えられます。雨水排水につきましては、自然流下により水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。2 月 17 日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、河川工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場として一時転用を行うものですが、土砂の流出を防止するため、表土上に鉄板を設置し、隣接地とは 2m 程度の緩衝地を設けるなど被害防除計画は適切であります。また、農地復元計画については、所有者の同意を得ていることから、一時転用については特に問題がないと思われれます。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 5 号議案 3 番についてご説明いたします。本件は、八幡町の

〇〇さんが所有する蚊焼町の農地2筆について、野母町の〇〇さんが住宅用地の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、中央部分の青の点線で囲んだ原野を併用地として使用します。敷地の造成は行わず現状のまま、木造平屋建ての自宅を建築する計画となっております。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地の立会いにつきましては、2月17日に森保欣也農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第5号議案4番についてご説明いたします。本件は、かき道4丁目の〇〇さんが所有する為石町の農地1筆について、新戸町3丁目の〇〇さんが住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、敷地の造成は行わず現状のまま、木造平屋建ての自宅を建築する計画となっております。また、道路からの進入口である敷地の東側に駐車場を整備します。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月17日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、木造平屋建て住宅を建設する計画ですが、敷地の造成は行わず、現況のまま住宅を建設します。雨水は敷地内側溝から自然流下により隣接する道路側溝に放流するなど、被害防除計画も適切であり、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第6号議案1番から9番につきましては、長崎市が所有する、三和地区の宮崎圃場に関する案件でありますので、併せてご説明いたします。宮崎圃場につきましては、平成22年9月に供用を開始し、今回、3度目の利用権更新を行うもので、全20区画のうち18区画について再設定の申請がなされたものでございます。宮崎圃場につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の南西に位置しております。次が宮崎圃場の全20区画の配置図でございます。平成22年に長崎市が圃場整備を行っております。それでは1番から順にご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。1番は圃場番号1番、2番、3番、6番につきましては、長崎市と社会福祉法人〇〇との間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、13,072㎡となり、利用につきましては、レモン、ハーブ、ビワ、ゆうこう、花きなどを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号1番、2番、3番、6番の航空写真でございます。次が圃場番号1番の現地の写真です。次が2番の現地の写真。次が3番の写真。最後が6番の現地の写真になります。

続きまして、議案書11ページをご覧ください。2番は圃場番号4番と16番につきましては、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は15,696㎡となり、利用につきましては、野菜、イチジク、柿を栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号4番と16番の航空写真でございます。次が圃場番号4番の現地の写真。次が圃場番号16番の写真になります。

続きまして、3番は圃場番号5番と15番において、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は17,880㎡となり、利用につきましては、ミカンとビワを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号5番と15番の航空写真でございます。次が圃場番号5番の現地の写真です。次が圃場番号15番の現地の写真です。

続きまして、議案書12ページをご覧ください。4番は、圃場番号7番につきましては、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は16,439㎡となり、利用につきましては、ビワを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号7番の航空写真でございます。次が現地の写真です。

続きまして、5番は圃場番号8番と9番につきまして、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は9,321㎡となり、利用につきましてはビワを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号8番と9番の航空写真でございます。次が圃場番号8番の現地の写真です。次が圃場番号9番の現地の写真になります。

続きまして、議案書13ページをご覧ください。6番は、圃場番号11番につきまして、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は9,010㎡となり、利用につきましては、野菜とビワを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号11番の航空写真でございます。次が現地の写真です。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。7番は、圃場番号12番と13番につきまして、長崎市と川原町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は8,499㎡となり、利用につきましては、花きを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号12番と13番の航空写真でございます。次が圃場番号12番の現地の写真です。次が圃場番号13番の写真になります。

続きまして、議案書15ページをご覧ください。8番は、圃場番号17番と18番につきまして、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は17,336㎡となり、利用につきましては花きを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。次が該当する圃場番号17番と18番の航空写真でございます。次が圃場番号17番の現地の写真です。次が圃場番号18番の写真になります。

続きまして、9番は、圃場番号19番と20番において、長崎市と宮崎町の〇〇さんとの間で、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は8,039㎡となり、利用につきましては花きを栽培しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。圃場番号19番と20番の航空写真でございます。次が圃場番号19番の現地の写真です。次が圃場番号20番の写真になります。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 1番から9番の現地調査についてご報告いたします。2月17日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は長崎市が所有する宮崎町の圃場、全20区画のうち18区画について、現在の耕作者9人に利用権の再設定が行われるもので、主に花き、ビワ、露地野菜などの栽培が行われています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第6号議案10番についてご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。本件は、田手原町の〇〇さんが所有する田手原町の農地8筆6,090㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用賃貸により利用権の新規設定を行い、公

社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 8 筆 6,090 m²について、20 年間の使用貸借により、田手原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 8,906 m²となり、利用につきましては、菊の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。瓊浦高等学校総合グラウンドの北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地の写真が 8 枚ほどございます。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 10 番の現地調査について報告します。1 月 15 日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については花きを栽培しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第 6 号議案 11 番から 14 番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。11 番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地 3 筆、1,785 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 3 筆、1,785 m²について、5 年間の賃貸借により、時津町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書 17 ページをご覧ください。12 番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地 1 筆 1,612 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 1 筆、1,612 m²について、5 年間の賃貸借により、時津町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、13 番は琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地 1 筆 1,019 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 1 筆、1,019 m²について、5 年間の賃貸借により時津町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書 18 ページをご覧ください。14 番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地 3 筆、2,445 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 3 筆、2,445 m²について、5 年間の賃貸借により時津町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 11,304 m²となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。形上保育園の南西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 11番から14番の現地調査についてご報告いたします。2月18日に、私と野中農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第6号議案15番から17番につきましては、借受人が同一ありますので併せてご説明いたします。15番は、福岡市の〇〇さんが所有する現川町の農地2筆、1,019㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆、1,019㎡について、10年間の使用貸借により、かき道4丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書19ページをご覧ください。16番は、田中町の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆、1,582㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、1,582㎡について、10年間の賃貸借により、かき道4丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして17番は、田中町の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆、661㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、661㎡について、10年間の賃貸借により、かき道4丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,262㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。15番の航空写真でございます。現川駅の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。続きまして16番、17番の航空写真でございます。中尾ダムの南西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、15番を野口洋太郎推進委員に、16番と17番を城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 15番の現地調査についてご報告いたします。2月14日に、私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○城戸推進委員 16番と17番の現地調査についてご報告いたします。2月14日に、私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今第6号議案についての説明と現地調査の報告が

ございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案 非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。20ページの表の下のほうに集計をしておりますが、申出件数が4件、合計筆数が14筆、合計面積で13,445㎡について、非農地通知申出が提出されております。1番は中里町の〇〇さんが所有する、松原町の農地4筆で、面積は1,021㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市植木センターの北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真で松原町〇〇番〇の写真です。次が松原町〇〇番です。次が松原町〇〇番第〇です。最後が松原町〇〇番〇の写真です。現地調査につきましては、2番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして2番は、松原町の〇〇さんが所有する、松原町の農地1筆で、面積は132㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市植木センターの北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本守推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 1番と2番の現地調査についてご報告いたします。2月14日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 3番は東京都国分寺市の〇〇さんが所有する、茂木町の農地7筆で、面積は11,188㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市茂木地域センターの南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真で茂木町〇〇番〇の1です。次が茂木町〇〇番の写真です。最後が茂木町〇〇番ほか4筆の写真です。現地調査につきましては、中山辰也推進委員より報告をお願いします。

○中山推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月18日に私と上川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして4番は、かき道3丁目の〇〇さんが所有する、大崎町の農地2筆で、面積は1,104㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。大崎びわ集出荷場の北側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真で、大崎町〇〇番の写真です。次が大崎町〇〇番〇の写真です。現地調査につきましては山崎実男農業委員より報告をお願いします。

○山崎農業委員 現地調査についてご報告いたします。2月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 報告事項1「事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、5件提出されました。続きまして、2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出が、5件提出されました。合計10件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、2月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、

資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項 3「令和 6 年度農業委員会委員視察研修について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項 3「令和 6 年度農業委員会視察研修について」報告いたします。資料は左上に報告事項②ー 1 と記載しました、令和 6 年度農業委員会委員視察研修報告書をご覧ください。今年度の視察研修については、1 ページ及び 2 ページに記載のとおり、1 月 8 日から 9 日にかけて、委員 26 名、事務局 2 名、計 28 名で、熊本県山都町と天草市にて研修を行いました。3 ページをご覧ください。1 日目は、山都町農業委員会の山本会長や農林振興課有機農業推進室の職員の方などにご対応いただき、山都町の概要や有機農業の取り組み内容などについての説明を受けました。主な内容は記載のとおりですが、説明後にはたくさんの委員さんから質疑があり、有機農業への関心の高さを感じました。資料 4 ページから 14 ページには、山都町からの提供資料を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。資料の 15 ページをご覧ください。2 日目は天草市農業委員会の本田会長や事務局職員の方にご対応いただき、天草市の概要や遊休農地解消の取組内容などについて、資料にもとづき説明を受けました。主な内容は記載のとおりです。また、説明後は基盤整備事業の現状や、天草市が力を入れている、タブレットを有効活用した「ペーパーレス化の取組み」などについて意見交換を行うとともに、場所を移動し、現在基盤整備中の 10ha の農地の現地視察を行いました。なお、16 ページから 26 ページには、天草市からの提供資料を、最後の 27 ページには、今回の研修に係る参加者の感想について、各地域で取りまとめていただいた内容の抜粋したものを事務局分も含めて掲載しておりますので、後ほどご参照ください。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」、及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 左上に③と記載したその他の事項の冊子の 1 ページをご覧ください。まず、その他の事項 1 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況についてでございます。令和 6 年度の目標部数は 120 部ですが、現在の購読部数は先月の報告以降、2 件の中止の連絡がありましたので、101 部となっております。今年度も残りひと月余りとなりましたが、目標部数に少しでも近づくよう最後までご協力をよろしくお願いします。

次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について

説明いたします。資料 2 ページ及び 3 ページに「令和 6 年度下半期の活動記録集計表」を記載しております。皆さんの年額報酬の算定や国への令和 6 年度の実績報告に必要な情報となります。内容をご確認いただき、ご自身が把握している日数と異なっている場合は事務局まで至急ご連絡をお願いします。併せまして、1 月分までの活動日数に追加がある方、または、本日、2 月分の活動記録簿を未提出の方につきましては、2 月分までの活動日数を早急に確定させる必要がございますので、3 月 6 日木曜までに活動記録簿を事務局へ F A X もしくは郵送、毎月タブレットで報告いただいている方については、入力をお願いいたします。その他の事 1 及び 2 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項 3「令和 7 年 3 月、4 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで 2 月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。